

婚姻届

令和 年 月 日 届出

山形県山形市長 殿

受理 令和 年 月 日				
第 号				
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票
				住民票
				通知

住定年月日
夫
妻

(1)	夫 にな る 人		妻 にな る 人	
	氏 名		氏 名	
	生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日	生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日
(2)	住 所			
	〔 住民登録をして いるところ 〕			
(3)	本 籍			
	〔 外国人のときは 国籍だけを書い てください 〕		番地 番	番地 番
	筆頭者 の氏名		筆頭者 の氏名	
	父母及び養父母 の氏名		父	
	父母との続柄		続柄 男	続柄 女
	〔 右記の養父母以外に も養父母がいる場合 にはその他の欄に書 いてください 〕		父	
	養父		続柄 養 子	続柄 養 女
(4)	婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍		番地 番	
	<input type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏	新本籍 (左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)		
(5)	同居を始めた とき		結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください	
(6)	初婚・再婚の別		再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。 内縁のものはふくまれません。	
(7)	同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と		1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が 1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または 1年未満の契約の雇用者は5） 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯	
	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
(8)	夫妻の職業		夫の職業 妻の職業	
その他				
届出人署名 (※押印は任意)		夫 印	妻 印	

夫・不受理 有・無
妻・不受理 有・無

事件簿番号

夫	免・パ・個・無・他()	通知	有・無	使者	住所	免・パ・個・無・他()
妻	免・パ・個・無・他()	通知	有・無	氏名		

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、平日の執務時間外や休日（土曜日・日曜日・祝日等）でも届けることができます。

証 人		
署 名 (※押印は任意)	印	印
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
本 籍	番地 番	番地 番

筆頭者の氏名には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。

- 台湾
- パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）

☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。

内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

婚姻と同時に住所や世帯を変更する方は、この届の前に住所変更届等の手続きが必要となりますので、ご注意ください。
 なお、婚姻届と同時に住所変更等の届を提出する場合、この届出の住所欄は、変更後の住所を書いてください。
 就業時間以外（土曜日・日曜日・祝日等）の住所変更届等は受付できませんので後日届出願います。

●署名は必ず本人が自署してください。

連絡先	夫 () 自宅・勤務先〔 〕・携帯
	妻 () 自宅・勤務先〔 〕・携帯